



平成29年度の国民年金免除申請の受付が始まりました

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線118)

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、毎月保険料(平成29年度 月額16,490円)の納付が必要になります。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)があります。

未納のままにしておくと、将来の年金支給額が減るだけでなく、万が一のときに障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月3日(月)から平成29年度分(平成29年7月～平成30年6月)の申請受付を開始しましたので、住民課の窓口で申請してください。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請することができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得によっては免除に該当しない場合があります。

▶申請に必要なもの

年金手帳など基礎年金番号がわかるもの・印鑑

学生は、学生納付特例の申請をしましょう

学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。

学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)をご持参のうえ、申請してください。



シニア起業塾を開催します

問 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線212)

起業を考えているシニアをはじめとした幅広い世代の人を応援するために、起業塾を開催いたします。専門家や起業家を招き、開業に必要なノウハウを紹介します。

▶日 時

(1日目)9月2日(土) 13時～17時30分
交流会18時～ ※希望者のみ
(2日目)9月9日(土) 13時～17時
(3日目)9月23日(土) 13時～17時
(4日目)9月30日(土) 13時～17時
▶個別相談会 10月1日(日) 13時～17時

▶場 所

須恵町地域活性化センター
(須恵町大字上須恵1167の3)

▶対象者 起業を目指す人、起業して間もない人
(シニア以外の人も歓迎です)

▶定 員 各回40人(先着順)

▶受講料 無料

申 須恵町商工会 ☎ 932-6700



平成29年度私立幼稚園就園奨励費について

問 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線273)

須恵町では、幼稚園教育の充実を図るために、平成29年度に私立幼稚園に就園する幼児の保育料を補助します。希望される人は、それぞれの幼稚園で手続きしてください。

補助限度額は、須恵町のホームページに掲載しています。

▶対象者

町内に在住(住民登録)し、私立幼稚園に通園している満3歳から満5歳(4月1日時点)までの幼児がいる世帯。

▶申請方法

前年度に補助実績がある幼稚園には申請書類を配布しています。希望する人は、幼稚園より書類を受け取り、7月末までに幼稚園に提出してください。幼稚園で書類を受け取ることができない人は、子ども教育課までご連絡ください。

▶補助額

町民税の課税状況などにより決定します。補助限度額一覧表を、須恵町のホームページに掲載しています。詳しくは、子ども教育課までお問い合わせください。

▶認定および支払

9月に認定結果を各私立幼稚園長宛てに通知します。10月と3月の年2回、各私立幼稚園を通してお支払いします。



セルフメディケーション税制「医療費控除の特例」について

問 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線131)

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組み^(※1)を行なっている人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般用医薬品^(※2)の購入費を支払った場合において、その年中に支払った額の合計が1万2000円を超えているときは、その超える部分の金額(上限8万8000円)について、その年分の所得控除「医療費控除の特例」を受けることができます。

※1 一定の取り組み

住民健診、特定健診、予防接種など

※2 特定一般用医薬品

医師によって処方される医療用医薬品から、薬局・薬店・ドラッグストアなどで購入できる医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)

注)選択制のため「医療費控除の特例」と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

▶確定申告時に「医療費控除の特例」を受けるにあたって必要なもの

①一定の取り組みを行なったことを証明する書類

- ・予防接種の領収書、予防接種済証
- ・市町村のがん検診の領収証または結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の結果通知表など

②特定一般用医薬品等購入費を領収した者の領収を証する書類(レシートなど)

※セルフメディケーション税制については国税庁ホームページ、スイッチOTC医薬品などについては厚生労働省ホームページに詳しく掲載されていますのでご覧ください。

問 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)



医療制度説明会および後期高齢者医療説明会のお知らせ

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療説明会を次のとおり行います。

▶日 時

7月25日(火)
70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～

▶場 所

保健センター1階

▶対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会

(国民健康保険加入者のみ)

昭和22年7月2日～昭和22年8月1日生まれの人

後期高齢者医療説明会

昭和17年8月1日～昭和17年8月31日生まれの人



スギ・ヒノキ林を長期間手入れできずお困りの森林所有者の方へ

問 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線216)

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年4月から「森林環境税」を導入しました。

須恵町では、この森林環境税を活用した「荒廃森林再生事業」に取り組み、間伐などの森林の整備を実施しています。

スギ・ヒノキ林を長期間手入れできず、お困りの森林所有者は、地域振興課までご相談ください。

▶対象となる森林

次の①・②の両方に該当する森林

①おおむね15年以上手入れがされていないスギ・ヒノキ林

②下層植生(下草など)や表土流出の状況から、荒廃したと判断される森林

▶整備内容

間伐、除伐など

▶実施主体

森林の調査や間伐などの工事は、町が委託した事業者が行います。(森林所有者が作業をする必要はありません。)

▶整備費用

町が全額負担します。

(森林所有者の費用負担はありません)

※事業を実施する際は、町と森林所有者が協定を締結する必要があります。